

2025年3月3日（月）
（Web 会議）

第1回都道府県病院協会連絡協議会次第

1. 開会宣言 東京都病院協会 猪口 正孝 会長
2. 協議会運営方針の承認 別添（案）のとおり承認
3. 議長の選出 東京都病院協会 猪口 正孝 会長を議長に選出
4. 決議案の採択 別添（案）をもとに要望書として修文中
5. 各団体の取組状況・課題等について（報告）
6. その他

都道府県病院協会連絡協議会運営方針（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 都道府県病院協会連絡協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本協議会は、主たる事務所を本部と称し、東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本協議会は、都道府県病院協会がそれぞれ抱える課題や情報を共有し、各協会の活動に資することと、実情に合った医療政策や診療報酬改正が実施されるよう都道府県知事や厚生労働省大臣などに提案、要望を行うことを目的とする。

（事業）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）総会を年1回以上 Web で開催する

（2）その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

（種別）

第5条 本協議会の会員は、都道府県病院協会、都道府県民間病院協会等の県単位組織をもって運営されている本協議会の目的趣旨に賛同して入会した団体を正会員とする。

（入会）

第6条 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、議長に申し込まなければならない。

2 入会の可否を決定し、議長が本人に通知するものとする。

（任意退会）

第7条 正会員は、別に定める退会届を議長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この方針その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(経費の負担)

第9条 正会員は、総会において別に定める会費及び負担金を納入しなければならない。ただし、当面は東京都病院協会がこれを負担するものとする。

第4章 総 会

(構成)

第10条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 議長の選任
- (2) 議長の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 都道府県知事及び厚生労働省大臣等への提言又は要望
- (5) その他総会で決議するものとして法令等に定められた事項

(開催)

第12条 総会は、毎事業年度に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 総会は、議長が招集する。

2 正会員は、議長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第14条 議長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対して、会議の目的である事項、日時及び場所その他を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

2 総会に出席できない正会員があらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、その前項の通知には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(議長)

第 15 条 総会の議長は、議長が行う。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 議長の解任

(2) 会員の除名

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第 18 条 総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、第 14 条第 2 項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 16 条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出しで、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

(決議の省略)

第 20 条 正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人 2 名が前項の議事録に記名押印する。

(議長の任期)

第 22 条 議長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(事務局)

第 23 条 本協議会の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。当面は東京都病院協会に置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は議長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1. この運営方針は、令和 7 年 月 日をもって適用する。

緊急提言書または緊急要望書（案）

福岡資麿 厚生労働大臣 殿

都道府県病院協会連絡協議会

議長 ○○○○

コロナ禍後の病院経営は全国的にかなり厳しい状態であることは日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会による3病協病院経営定期調査や医療福祉機構の調査で明らかになっています。原因については、そもそもの診療報酬の低さ、令和6年度診療報酬改定の影響、医師・看護師不足と紹介料の高騰、コロナ後の患者受療行動の変化、コロナ時における運転資金借り入れの返済開始など様々ですが、人口減少の濃淡、少子高齢化の進行度合いなど都道府県ごとに程度の差があり、病院のダメージの度合いは異なっているのが実情です。物価が高騰し続けている現状において、予測不能な状態で医療崩壊をきたす可能性があります。自由に価格設定ができない医療にあっては、地域ごとのきめの細かい医療支援こそが地域医療を守るうえで特に重要となってきています。

また、医療法に定める地域医療計画や地域医療構想などの国の医療政策は、それぞれの都道府県行政がそれぞれに合った対策を取ることが望ましいにもかかわらず、基準病床数の算定方法が地域の実情と乖離していることや地域医療介護総合確保基金について都道府県の裁量権が少ないため実態に応じた運用ができていないことなどが生じており、現実には全国一律のノルマを果たすべく会議等に時間が費やされ、厳しい制約の中で独自性を発揮することなく、硬直した状態に陥っている地域が多くあります。

こうした状況を鑑み地域医療を守るために以下要望いたします。

記

1. 厚生労働省は各都道府県が医療において行う独自の財政支援に対し、使用しうる国家財源を示し、柔軟な使用を許可すべきである
2. 厚生労働省は各都道府県が行う地域医療計画や地域医療構想をはじめとした医療行政が地域に適したものとなるように、柔軟な技術的指導を行い、地方の独自性を妨げないようにすべきである

以上

緊急提言書または緊急要望書（案）

村井嘉浩 全国知事会会長 殿

都道府県病院協会連絡協議会

議長 ○○○○

コロナ禍後の病院経営は全国的にかなり厳しい状態であることは日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会による3病協病院経営定期調査や医療福祉機構の調査で明らかになっています。原因については、そもそもの診療報酬の低さ、令和6年度診療報酬改定の影響、医師・看護師不足と紹介料の高騰、コロナ後の患者受療行動の変化、コロナ時における運転資金借り入れの返済開始など様々ですが、人口減少の濃淡、少子高齢化の進行度合いなど都道府県ごとに程度の差があり、病院のダメージの度合いは異なっているのが実情です。物価が高騰し続けている現状において、予測不能な状態で医療崩壊をきたす可能性があります。自由に価格設定ができない医療にあっては、地域ごとのきめの細かい医療支援こそが地域医療を守るうえで特に重要となってきました。

また、医療法に定める地域医療計画や地域医療構想などの国の医療政策は、それぞれの都道府県行政がそれぞれに合った対策を取ることが望ましいにもかかわらず、**基準病床数の算定方法が地域の実情と乖離していることや地域医療介護総合確保基金について都道府県の裁量権が少ないため実態に応じた運用ができていないことなどが生じており、現実には全国一律のノルマを果たすべく会議等に時間が費やされ、厳しい制約の中で独自性を発揮することなく、硬直した状態に陥っている地域が多くあります。**

こうした状況を鑑み**地域医療を守るために**以下要望いたします。

記

1. 各都道府県は地域医療が崩壊しないよう、地域の実情に合った財政支援を**他県とは異なる独自のものであっても**なすべきである
2. 厚生労働省が主導する地域医療計画や地域医療構想等の医療行政であっても、地域に適合なさしめるのは都道府県の責務であり、独自性が強くても国と相談しながら有効な医療施策を都道府県の責任で実行すべきである

以上